

「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」への 参加要請について

平成 25 年 11 月 27 日
全 国 知 事 会

「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」（国保基盤強化協議会）への参加要請に応じる条件として、次のとおり申し入れるので、国の確約を求める。

- 1 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」第 29 条の規定の主旨を踏まえ、地方の合意が得られない限り、改正法案提出等を行わないこと。
- 2 社会保障審議会医療保険部会における後期高齢者支援金の全面総報酬割に係る議論は平成 26 年 4 月以降と予定されるなど、国保の財政支援の拡充に係る財源の確保が不確実な状況にあることから、国保基盤強化協議会に先立ち、財政基盤の確立及び今後赤字を生み出さずに運営するための財源を国の責任において確保することを明らかにすること。
- 3 国保基盤強化協議会においては、まず国保の財政上の構造的な問題の分析とその解決策を議論し、引き続き、地方の了解の上で国保の運営に係る業務や都道府県と市町村の役割分担等を議論すること。

なお、国保の財政上の構造的な問題を抜本的に解決するための財源措置が十分に講じられない場合や、都道府県と市町村の権限と責任の分担が法的に担保されない場合等、全国知事会として協議を継続できないと判断した場合には、協議から離脱する。

併せて、持続可能な医療保険制度の構築のため、将来に向けてすべての医療保険制度の全国レベルでの一元化について検討することを要請する。